

議案第七十八号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年九月十七日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十条の二第二項の規定は、令和七年八月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例によ

る改正前の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和七年総務省告示第二百六十九号）の施行に伴い、介護補償の額を改定するため、この条例案を提出します。